

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組
<健康福祉>共に支え合い生き生きと暮らせるまちづくり	みんなが健	1-1	こどもが生まれ健やかに育つ環境づくりの推進	こどもが真ん中にいるという意識が地域に根付き、安心してこどもを産み育てられる環境づくりと、こどもや若者一人ひとりの健やかな成長を地域全体で応援するまちになっています	こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考え将来にわたって幸福な状態（ウェルビーイング）で生活できるよう「こどもまんなか社会」の実現を目指し、かつ子育て世代の主体性とニーズを尊重しながら「ここで子育てをしたい」と思える「まち」の実現を目指します。	少子化が急速に進行する中、未就学児童に対する教育・保育サービスにおける課題は、従来の「量的拡充」から「適正な量の確保と質の向上」へと移行しつつあります。	保護者の就労環境の多様化に対応した保育や、教育的視点から就労要件を問わず利用できるサービス等、子育て世代の多様なニーズに対応する事業の充実が課題です。	①多様な保育ニーズへの対応	1) 仕事と育児の両立が安心してできるよう、保護者のニーズに合わせた延長保育や一時預かり事業、病児保育事業、認定こども園への移行支援等を実施します。 2) 就労要件を問わず利用できる乳児等通園支援事業の実施を計画的に進めます。
	康で安心して暮らせるまちづくりを進めます					核家族化や共働き家庭の増加、同居家族の高齢化などを背景に、学童利用率は上昇傾向にあります。 また、こどもが保育園等から小学校に入学する際に直面する仕事と子育ての両立が難しくなる「小1の壁」があります。	放課後を安心して過ごせる環境整備を確保し、保護者の子育てと仕事の両立を確保するため、横手市学童保育整備計画に基づき、学童保育環境を整備していく必要があります。 また、療育環境に課題を抱えるこどもたちに対し、安心できる居場所を提供し、多様な課題に対応できる支援策の創出が課題です。	②こども・若者の健全育成	1) 養育環境等に問題を抱えている児童やその保護者に対して、必要な支援をする児童育成支援拠点事業や親子関係形成支援事業の実施に向けた量的な調査、検討を行い、計画的に制度設計を進めます。 2) 学童保育の質の向上等に向け、学童保育の運営は委託化を目指し、関係機関との連携強化を図っていきます。また、横手市学童保育整備計画に基づき、学童保育環境を整備していきます。
						妊娠の身体的、精神的な状態や、家庭環境、育児に対する不安などを把握し、必要なサービスにつなげるため、母子手帳の交付の段階からの専門職との関わりが重要になってきています。妊娠・出産から子育て期まで、切れ目なく子育て世代を支援していく体制の強化が更に求められています。	安心して子育てができる、こどもたちが健やかに成長できるよう、妊娠・出産から子育て期まで母親を孤立させず、切れ目なく支援していく体制を強化することが課題です。 特に増加傾向にある発達障害については、地域全体で理解を深め、家族へのサポートも含めた取組を強化することが課題です。	③切れ目のない子育て支援の充実	1) こども又はその保護者の身近な場所で、妊娠期から子育て期、またそれぞれの成長過程における発達に関する相談など、幅広い相談に対応できるよう、関係機関との連携を強化し、相談窓口の充実を図ります。 2) 産後の身体的な回復への支援、育児相談、保健指導等を行う産後ケア事業の充実を図ります。 3) 家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした子育て世帯訪問支援事業の実施に向けた調査、検討を行い、計画的に制度設計を進めます。
						物価高の変動が著しく、経済的な困窮が深刻化してきている中で、こどもたちの教育格差が生じることが懸念されています。	ひとり親家庭やこどもの養育に不安のある家庭など、支援を必要とする家庭の把握と支援体制の強化が課題です。	⑤母子保健の充実	1) 妊娠期も含め、各月齢に応じた健康診査で母子の健康と健やかな発育・発達を促すための支援をします。また、健康診査の結果を訪問指導に結びつけ、未受診者も含めた個別相談にきめ細かな対応をしていきます。 2) 健康相談や個別訪問等を実施し、妊娠婦等の育児不安の解消を図ります。また、両親・祖父母等が一緒に子育てするという意識を啓発するため、ともに学び、出産や子育てについて理解を深める場を提供していきます。
						核家族化の進行や共働き世帯の増加、また晩婚化や高齢出産等が影響し、ヤングケアラーと呼ばれるこどもが増える要因が高くなっています。	潜在的なヤングケアラーをいち早く把握し、適切なサービスにつなげる体制整備が課題です。	⑥子育てしやすい社会環境づくり	1) 仕事と育児や介護など家庭生活の両立のための意識啓発やその支援制度の周知、また、男性の育児休暇取得促進のための施策を実施し、ワークライフバランスに取り組む事業所の増加を図ります。
						不登校や引きこもりとなっているこどもの数が、徐々に増えてきました。	不登校やひきこもりをはじめ、こどもや若者がどんな状況にあっても、地域の中で居場所と役割を見つけ、社会へ安心して一歩を踏み出せるサポート体制をさらに強化していくことが課題です。	④経済的な支援の充実	1) 安心して産み育てができるよう、保護者の経済的負担への支援を図るため、保育料の無償化、児童手当の支給、医療費の助成、不妊治療に対する助成を引き続き実施します。 2) 支援が必要なひとり親家庭等に対し、ひとり親家庭のしおりの配布やさまざまな相談業務、また児童扶養手当の給付を通じて、ひとり親家庭世帯の自立支援に取り組みます。
						金銭面からの不安や、出会いの場の減少、結婚観の変化により、若年者の未婚化、晩婚化が進行しています。	出会いの場や機会を創出とともに、結婚を望む若年者が希望する時期に結婚できるよう後押しする必要があります。	②こども・若者の健全育成	3) 横手市ひきこもり地域支援センターを設置し、こども・若者世代に対し、不登校から卒業後まで切れ目のない支援を行います。
								⑦出会いや結婚を望む若い世代への取組	1) 出会いを希望する若い世代が、横手で会って結婚できる機会を創出します。 2) 結婚を希望する若い世代が、安心して結婚することができると思える取組を進めます。

政策1

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組
<健康福祉>共に支え合い生き生きと暮らせるまちづくり	みんなが健 康で安心して暮らせるまちづくりを進めます	1-2	健康づくりと地域 医療の充実	市民が心身ともに健やかで充実した生活が送れ、それを支える医療・保健の社会基盤が整っています。	市民が生き生きと日々生活できるよう心と体の健康づくりへの意識を高め、若い世代からの健康診断や保健指導、メンタルヘルス対策を強化し、生活習慣病の予防や心の健康づくりを図ります。これにより、医療費の適正化を図りながら、安定した医療保険制度の運営を行います。また、患者ニーズを踏まえた質の高い医療の提供に向け、人手不足の解消や経営の健全化・安定化を図ります。	健康づくりの意識について個人や世代間での差が大きい状態です。	市民の健康づくりの意識を高め主体的な取組を支援するため、健康に関心が薄い世代を含む幅広い世代への啓発活動・情報発信の充実が求められています。また、がんやその他の生活習慣病の早期発見・早期治療のため健診受診率の一層の向上を図り、市民一人一人が健康づくりに取組めるよう、工夫を重ねる保健指導を推進する必要があります。	①各種健（検）診事業と感染症予防対策の実施 ②健康増進活動の推進	1) 市民の病気の早期発見・早期治療に繋がる健（検）診事業を推進し、受診啓発にも注力しながら市民の受診率向上を目指します。 2) 医療機関や医師会と連携して予防接種事業を実施し、感染症の予防や拡大防止を図ります。
						横手市の自殺率は全国平均を上回る状態が続いている。自殺者数は増減を繰り返していますが、男性が女性より2倍以上多く、男性は40歳代から増加する傾向にあります。女性は80歳以上が多くなっています。	男性は経済・生活問題も要因となっていることから、ライフステージに応じた支援が必要です。自殺予防を強化するため、自殺対策を支える人材の育成や地域における関係団体とのネットワーク強化が求められています。	③心の健康・自殺予防への取り組み	市民の一人ひとりの気づきと見守りで大切なのちを繋げるため、心の健康・自殺予防に係る人材育成やネットワークの強化に取り組み、地域での相談支援体制を充実させます。
						国民健康保険事業は、加入者数の減少や高齢化等により一人当たりの医療費が増加傾向にあります。また、都道府県を単位とした保険料水準の統一化に向けて、全県の医療費に対する市町村の共同負担が求められています。後期高齢者医療制度も、団塊の世代が移行し今後も医療費増と被保険者の負担増が見込まれ、厳しい事業運営が続くことが見込まれます。	被保険者数の推移や国・県の動向の見極めによる安定的な財政運営及び国民健康保険事業の効率的かつ効果的な運営の推進が求められます。	④医療保険制度堅持への取り組み	市民が安心して地域で必要な医療を受けられる、医療保険制度を堅持するとともに、子育て支援等の必要な医療費支援を行います。
						医師の高齢化や各職種での人手不足、患者数減少による収益減、人件費や資材の高騰、感染症対策などによる費用の増加により採算性が低下傾向にあります。	市立横手病院及び市立大森病院は、平鹿総合病院とともに地域の二次医療機関として安全で安心な質の高い医療を提供していく必要があります。そのためには、医療従事者の質・量の確保、また病院経営の健全化・安定化が求められます。	⑤市立病院の機能の分担と強化 ⑥病診連携や病病連携の推進	二つの市立病院は、それぞれの特徴を生かしながら役割分担し、地域の急性期医療を担うとともに、地域に密着した病院として医療を提供し、在宅療養の支援を行います。 1) 市内の医療機関や横手市医師会と協力し、地域で必要な医療体制を維持します。 2) 救急医療体制確保のため、複数の病院が協力して休日・夜間に救急患者の受け入れを行う体制や、小児救急外来を継続できるよう支援を行います。

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組
<健康福祉>共に支え合い生き生きと暮らせるまちづくりを進めます	みんなが健 康で安心して暮らせる環境と、未 来につながるまちづくりを進めます	1-3	高齢者福祉の向上による生きがいづくりの推進	一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことでき、高齢者のニーズや状況に対応した切れ目のないサービスを提供しています。	高齢になつても心身ともに健康で生きがいを感じながら生活できるよう介護予防・健康づくり・生活支援に取り組むとともに、介護が必要になったときでも、自分らしく安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの更なる充実と強化を図ります。	要支援・要介護認定者の多くは、生活習慣に起因する慢性疾患のはか、社会からの孤立や閉じこもりによる心身機能の低下がきっかけで介護が必要な状態となっています。	セルフケアを中心とした若いうちからの健康新づくりとともに、高齢者が身近な地域で介護予防に取り組んで行けるよう、地域の実情に合わせた事業展開が必要です。	①高齢者の生きがいづくりの促進 ③認知症との共生と予防 ④地域ネットワークの充実及び共に支え合う地域づくりの推進 ⑤在宅生活支援の充実 ⑥介護給付等の対象サービスの充実とサービス提供体制の整備	1) 老人クラブや生涯学習等、生きがいづくりにつながる活動を支援します。 2) 介護予防や生活支援に関するボランティア活動等を通じて、社会参加、地域貢献への意識の醸成を図りながら、自身の健康増進にもつながる取り組みを支援します。 1) 認知症の正しい知識と理解の普及啓発や、認知症の人や家族がさまざまな事業に参画・提言できる取り組みを推進し、認知症の人が自分らしく暮らし続けることができる環境の整備を進めます。 1) 老人クラブや生涯学習等、生きがいづくりにつながる活動を支援します。 2) 介護予防や生活支援に関するボランティア活動等を通じて、社会参加、地域貢献への意識の醸成を図りながら、自身の健康増進にもつながる取り組みを支援します。 1) 高齢者や障がい者も含め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目標に、地域での見守りや災害時などの支援を有効に機能させるためのネットワークづくりを推進します。 1) 支援や介護の必要な高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、家事や外出時の移動、食事、買い物など、暮らしの様々な場面で生活を支えるサービスを展開します。 1) 介護が必要になつても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居宅サービスや施設サービスの充実を図るとともに、介護サービスの質と量を確保するため、人材の確保・育成、介護保険事業の適正な運営に努めます。

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組
<健康福祉>共に支え合い生き生きと暮らせるまちづくりを進めます	みんなが健 康で安心して暮らせる環境と、未 来につながるまちづくりを進めます	1-4	安心して生活できる障がい者（児）福祉の充実	障がい者（児）が社会参加し、自立した生活を送るための支援が充実し、差別や偏見のないまちになっています。	障がいの特性や程度にあった細かなニーズや、各ライフステージに応じた切れ目ない支援を受けることができる体制の整備を行います。 こどもから大人まで、障がい特性や障がい者（児）について正しい知識を学ぶことで、障がいのある人もない人もすべての人にやさしい「福祉のまちづくり」を推進します。 広報など従来の情報提供の方法に加えて、新たな情報提供手段の体制を整備するとともに、各種相談体制を強化します。	障がい福祉サービス事業所数は、一定数確保されていますが、市中心部に事業所の多くが集中する傾向にあります。障がい福祉サービス事業所の送迎範囲に限度があることから、居住地によっては利用したいサービスが利用出来ない状況があります。	地域ごとのニーズや障がい者の置かれた環境に応じた柔軟な支援が出来るように地域と事業所の連携や専門職の質の向上などを通じて、より多くの障がい者が必要な支援を受けられる環境整備が求められています。	①障がい（児）者の福祉サービスの充実	障がい福祉サービス事業所の地域格差が解消されるよう、事業所の開設相談時に働きかけを行います。基幹相談支援センターや相談支援事業所と連携し、情報やサービスの提供を適切に進め、障がい者が必要とするサービスを受けながら、暮らしたい場所で自立した生活が出来るよう支援していきます。

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組
<健康福祉>共に支え合い生き生きと暮らせるまちづくりを進めます	みんなが健健康で安心して暮らせる環境と、未来につながるまちづくりを進めます	1-5	生活に困難を抱える人への自立支援の推進	生活に困難を抱える人が個々の状況やニーズに応じた支援を受け、安定した住まいや生活基盤を確保し、自立した生活を送っています。	生活困窮者の抱える課題が多様化している状況を踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度での手厚い支援を継続し、早期の自立支援に取り組みます。また、セーフティネットの役割を果たし続けるため、「適正な生活保護の実施、運営組織の実施体制の充実」を進めます。 低所得の高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者が抱える住宅需要への対応策を展開し、市民が生き生きと暮らせる良好な住生活の環境整備を計画的に進めます。	生活困窮の背景には、安定した雇用の減少や労働世代の所得の低下のはか、若年無業者、ひきこもりといった様々な要因があり、生活困窮者を取り巻く環境は多様化しています。	地域住民などを含む地域ネットワークの強化と、生活保護に至る前段階からのアプローチを行い、社会生活や日常生活能力の向上など、個々の状況に合った支援を提供し、生活困窮者の自立の促進を図ることが必要となります。	①生活保護制度の適正な運用 ②生活困窮者制度の強化	1) 最低生活保障の適正な実施をします。 2) 安定的な生活の確保と自立に向けて、相談・指導・支援体制の充実を図ります。 1) 多様なニーズに対し、自立促進、住居支援、食料支援、就労支援など、総合的な支援体制を強化します。 2) アセスメントを強化することでニーズを適切に把握し、個々の状況に応じた支援を提供し、自立の促進を図ります。 3) 地域の関連団体と連携し、支援策の拡充と効果的な実施を図ります。
<健康福祉>共に支え合い生き生きと暮らせるまちづくりを進めます	みんなが健健康で安心して暮らせる環境と、未来につながるまちづくりを進めます	1-6	支え合いによる地域共生社会の実現	地域住民がお互いに助け合い、地域の良さを活かしながら明るく安心して暮らすことができ、生きがいや役割を持って誰もが支えあうことのできるまちになっています。	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体の支え合いのもと、高齢者、障がい者、子どもなど全ての市民が「支える側」「支えられる側」という関係を越えて、一人ひとりが生きがいや役割をもって助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現につなげていきます。	少子高齢化と人口減少が進み、ライフスタイルも多様化する中、地域において孤立する世帯が増加しており、家族や地域間のつながりに頼った相互扶助の機能は弱まっています。	地域の支え合い体制を再構築するほか、相談に来るのを待つではなく、孤立する世帯へ積極的に働きかける支援体制が必要です。	①多様な主体による支え合いの促進	1) 地域住民等による地域福祉活動を推進するとともに、福祉活動を行っている関係機関・団体等が協働し、支え合い助け合う地域となるよう、地域福祉力の向上を図ります。
					地域社会の変容により市民が抱える問題が複雑化・複合化しており、既存の福祉制度だけでは充分に対応できなくなっています。同時に既存の制度や社会資源（人材、設備、サービス等）の側でも、人材不足や求められる支援技術の高度化など、新たな問題に直面しています。	複雑化・複合化した市民の困りごとに対して、複数の支援関係機関が連携し、効果的に支援できる体制づくりが必要です。	②困りごとを抱えた市民に対する包括的かつ重層的支援体制の強化	1) 国や県の動向を注視しながら、生活困窮者に対する自立支援対策を推進します。 2) 社会的に孤立している要援護者に対し、相談に来るのを待つではなく、こちらから出向いて必要な支援を行います。 3) 既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を強化します。	
					「誰かの役に立ちたい」という意識をもつ人は一定数いるものの、ボランティア人材の中心となる担い手が不足しています。	まとめ役の負担を分散し、高齢者を含めた誰もが「支える側」「支えられる側」の関係を越えて、担い手として活躍できる体制づくりが急務となっています。	③地域福祉を支える人材の確保	1) 民生児童委員や福祉ボランティア等、地域福祉を担う人材の確保に努めます。	

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組
<教育文化>豊かに学びみんなが輝くまちづくり	豊かな学びの充実により、生きる力と郷土を愛する心を育みます	2-1	横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実	ふるさと横手を愛し、学ぶ意欲にあふれた児童生徒が、一人一人の個性を發揮しながら健やかに成長します。	地域に根ざした教育活動を通して、横手を愛する心と生きる力を育み、学校教育の充実を図ります。	近年の当市の出生数から今後の児童生徒数の推移を算出すると、児童生徒の減少に伴い、教員定数も減少し、こどもたちの学習環境が大きく変化していく状況にあります。	学校の存在は、地域社会の活力創出のためにも重要であり、現在ある学校をどのように存続していくかということは、喫緊の課題です。ＩＣＴを活用した学校間連携を推進し、多様な考えに触れる機会を設定するなどして、学校規模の大小に関わらず、こどもたちの学習環境を整えていく必要があります。	①教育指導の充実	2) 児童生徒の情報活用能力の育成や学びの質の向上に向けたＩＣＴ活用の推進を図ります。
						こどもを「社会の創り手」という視点で捉え直した教育が求められる今、こどもたちが、社会の流れを肌で感じながら主体的に学ぶ「こどもが自律的に育つ学校」への変革を迫られています。	学習の場を学校以外にも広げ、より社会に開いた教育を推進していく必要があります。	①教育指導の充実	1) 計画的、組織的な研修を通して教職員の資質向上を図るとともに、児童生徒が社会と関わりながら自律的に学ぶことができる教育課程の編成や授業の充実を図ります。
						人口減少が進む当市において、こどもたちが社会の創り手であることを意識し、将来、地域で活躍する人材として成長していくことが求められています。	横手のよさ（歴史・文化・産業・教育）や、食育を通じた食文化、郷土食の価値を学ぶ機会の充実等により、ふるさと横手を愛する心を育むことがより一層重要となっています。	⑤食育指導の充実	1) 児童生徒が地域や伝統的な食文化についての理解を深め、郷土愛を育めるよう、学校給食に地場産品を積極的に活用し、旬の味覚や郷土食を伝えるとともに、日常生活における食事についても、正しい理解と望ましい習慣を体得できるよう、食育の推進を図ります。
						近年、こどもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、就学前や小・中学校においてこどもたちが抱える問題は複雑化・困難化しています。	原因や背景が多岐にわたる不登校への対策と対応、特別な支援を必要とすることも一人ひとりへのきめ細やかな配慮や支援が求められています。また、家庭の状況や変化によって児童生徒の教育の機会が失われないように、支援していくことも必要です。	②幼児教育・保育、特別支援教育の充実 ③不登校児童生徒の支援、いじめの未然防止と早期発見・解消 ④教育の機会均等を図る支援	1) 特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行い、安定した学校生活を送ることができます。2) 幼児教育・保育における質の向上と、子どもの育ちをつなぐ小学校と幼児教育施設との連携の強化を図ります。 1) いじめの起こりにくい雰囲気づくりに努めるとともに、登校が困難な児童生徒や、いじめ等の問題に悩む児童生徒に対し、学校と教育支援センター、Yotte・Cotto（子ども・若者相談窓口）、スクールカウンセラー等が連携して支援し、改善を図ります。 1) 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、教育に必要な援助を行います。 2) 修学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な学生を支援します。
<教育文化>豊かに学びみんなが輝くまちづくり	豊かな学びの充実により、生きる力と郷土を愛する心を育みます	2-2	安全で安心して学べる教育環境の整備・充実	未来の横手市を担う児童生徒が、新しい時代を生き抜く力を身に付け、個性を生かして多様な人々と協働しながら学習することができる、安全で安心な教育環境が整備されています。	新しい時代の学びに対応し、安全で安心して学べる質の高い教育環境を整備するとともに、学校施設等の適正な管理を行います。	学校施設については、老朽化の進行に応じて、計画的な大規模改修や部分的な修繕を実施しています。	多様な教育内容・方法への対応も併せ、縮減する財源の中で、緊急度・重要度から優先順位を見極めながら適切な維持管理を行い、安全で安心な環境整備を持续していく必要があります。	①教育環境・教育備品の整備	1) 児童生徒の良好な教育環境の構築のため、学校施設の長寿化対策に取り組むとともに、施設及び設備等の適正な維持管理を図ります。
						学校ＩＣＴは、ＧＩＧＡスクール構想により、児童生徒に1人1台端末と、これに伴う通信ネットワークが急速に整備されました。	今後の教育DXの推進に備え、既存のＩＣＴ機器の整備水準が低下しないよう維持・更新を行っていくとともに、必要なソフトウェアやデジタル教材等の導入、人材育成を進めていく必要があります。	①教育環境・教育備品の整備	3) より良い指導のための教材備品や学校図書資料の充実に努めるとともに、教育DX推進のため、小中学校のＩＣＴ環境の整備を進めます。
						遠距離通学児童生徒の安全な通学手段の確保を図るために、スクールバスの運行を実施しています。	児童生徒数の推移に応じた車両配置や運行管理、計画的な車両更新を行っていく必要があります。	①教育環境・教育備品の整備	2) スクールバスの適正な管理・運行を実施し、安全な通学手段の確保を図ります。
						市内3カ所の学校給食センターでは調理及び配送業務を民間委託し、徹底した衛生管理のもと給食を提供しています。	今後も安全で安心な給食を提供するため、専門的な知識に基づいた衛生管理は不可欠であり、引き続き民間委託を行っていく必要があります。また、老朽化が進む厨房機器・設備を計画的に更新していく必要があります。	②安全・安心な学校給食の提供と給食施設・設備の整備	1) 各学校給食センターの調理及び配送業務を民間委託し、専門的な知識を活用しながら、徹底した衛生管理のもと安全・安心で充実した学校給食を提供します。 2) 施設の適正な維持管理や老朽化が進む機器等の計画的な更新整備を進めます。

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	
<教育文化>豊かに学びみんなが輝くまちづくり	豊かな学びの充実により、生きる力と郷土を愛する心を育みます	2-3	スポーツ環境の整備とスポーツによる地域活性化	市民一人ひとりが様々な楽しみ方でスポーツに親しみ、多くの人との交流を通して地域が活性化します。	年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての市民が気軽に、かつ安全にスポーツを楽しむことができる環境を整えるとともに、関係団体や市民の参画のもとでスポーツの魅力を発信し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を含めたスポーツによるまちづくりを推進します。	年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての市民が気軽に、かつ安全にスポーツを楽しむことができる環境を整えるとともに、関係団体や市民の参画のもとでスポーツの魅力を発信し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を含めたスポーツによるまちづくりを推進します。	スポーツや健康づくりについて、各種団体やスポーツ推進委員、スポーツ奨励員の活動等により、全体的にはコロナ禍以前の水準に回復しつつありますが、市民一人ひとりのスポーツとの関りについては個人差が大きくなっています。	気軽にできるスポーツやレクリエーション活動に加え、競技力の向上、観るスポーツの推進など、多様なスポーツの取り組み方・楽しみ方に対応したサポート体制の構築を行う必要があります。	①生涯にわたるスポーツ活動の推進	1) すべての市民が生涯を通してスポーツに親しみ、ライフステージやライフスタイルに応じた活動ができる環境をつくります。 2) スポーツ人口の底辺拡大を進め、全国や世界に誇れる選手及び指導者の育成に取り組みます。また、市を代表するアスリートやチームのサポート体制を充実させ、郷土意識や地域の一体感の醸成を図ります。
						スポーツ施設については、これまで施設の廃止や統合を行いつつ、横手市立体育館の建設、天下森スキー場の整備、主要野球場の改修、十文字陸上競技場の公認更新などを行ってきました。	今後も、利用者のニーズに合ったサービスの提供を図るため、設備の改修や備品の更新等を行う必要があります。	②スポーツ施設の整備・充実	1) 市民が安全にスポーツやレクリエーション活動を楽しむことができるよう、スポーツ施設の適切な管理運営を行うとともに、計画的な改修や整備を実施します。 2) 施設の管理運営や改修等にあたっては、民間活力の導入やニーズに合わせた配置を考慮して進め、利用者の満足度や利便性の向上を図ります。	
						横手市立体育館をはじめ、主要なスポーツ施設の整備・改修による機能向上に伴い、これまで以上に様々な大会やイベントの開催が期待されています。	スポーツを核とした交流人口の拡大や地域経済の活性化を推進するため、市の魅力である食文化や農業、観光資源などを最大限に生かす仕組みの強化が必要です。	③スポーツを核とした地域活性化	1) 各種スポーツの大会やイベント、合宿等を核に、市の豊かな地域資源を活用することで、交流人口の拡大や地域の活性化を図ります。 2) スポーツ交流と観戦機会の充実を図ります。	
<教育文化>豊かに学びみんなが輝くまちづくり	豊かな学びの充実により、生きる力と郷土を愛する心を育みます	2-4	心を豊かにする生涯学習の推進	市民は、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」学ぶことができる人生を楽しんでいます。また、学びを通じて人々の交流や賑わいを創出するとともに学んだ成果はまちづくりにも活かされています。	市民が生涯にわたり学び続けられるよう、ライフステージに応じた学習機会の充実を図るとともに、学びを通じて人々の交流や賑わいの創出に取り組みます。 文化芸術においては、優れた文化芸術に触れる機会や体験する機会の提供に努め、気軽に楽しむ環境づくりを進めます。	「学び」を通じて個人の要望と社会の要請に応えていくことが求められています。一方で、社会の要請である地域課題や現代的課題の解決には、関係機関や団体との連携は不可欠であり、「学び」によるつながりを広めていきながら相互の関係を深めていくことが大切です。	個人の要望に対しては、学習ニーズを可能な限り把握し、より満足度の高い学習機会の提供と学びの環境づくりに努めていく必要があります。	①生涯学習の振興	1) 誰一人取り残されることなく生涯にわたり学ぶことができるよう、新たな学びのきっかけづくりに努めるほか、専門的知識を有する秋田大学横手分校など関係機関と連携して満足度の高い学習機会の提供に努めます。 2) 生涯学習館Ao-nu（あおーな）では、心地よい居場所の提供を行なながら、学びを通じて多様な人々の交流を促します。 3) 子どもたちの自立性や協調性、思いやりの心など、豊かな人間性を育むため、体験活動や交流事業の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支える体制を強化します。 4) 主体的に活動する生涯学習推進団体や学びの場を提供する各種社会教育団体の活動のほか、地区交流センターと連携し、学びの側面からまちづくりを支援します。	
						文化芸術の振興においては、活動者や支援者、継承者が減少しています。	特に次世代の文化芸術を担う人材を育む土壤をつくることが求められます。さらに、拠点となる施設は、適正な維持管理に努めるほか、施設のあり方を検討する必要があります。	②文化芸術の振興	1) 文化芸術に親しむ機会の充実に努めます。特に子どもたちの豊かな心や感性を育むため、鑑賞・体験機会の提供に努めます。 2) 市民が主体的に文化芸術活動を行えるよう支援し、成果発表の機会と場の提供に努めます。	
						横手市増田まんが美術館があることを生かし、小・中学校と連携してマンガを活用した豊かな学びの提供に取り組んでいます。	今後は、さらに幅広い世代がマンガ文化に触れ、楽しむことのできる環境を整える必要があります。	②文化芸術の振興	1) 施設の適正な維持管理に努め、利便性の向上を図ります。 2) 市民会館を含む生涯学習関連施設は、施設ごとにそのあり方を検討し計画的な整備と更新を進めます。	
						市立図書館は、ICタグを活用した新しい図書館サービスを提供しています。	様々な媒体を活用し、図書館の情報や魅力発信に努め、市民の読書活動を推進していく必要があります。	③図書館の充実	1) 図書館の設備や機能を充実させ、読書文化の推進に取り組みながら、地域の交流拠点として賑わい創出に貢献します。 2) 読書活動の支援を充実させるとともに、地域の財産である郷土資料の収集・保存に努めます。	

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組
<教育文化>豊かに学びみんなが輝くまちづくり	豊かな学びの充実により、生きる力と郷土を愛する心を育みます	2-5	横手の風土に育まれた伝統文化の継承	市民が横手の伝統文化に関心を持ち、探求によって気づいた魅力を学びやまちづくりに活用しています。	市民が文化遺産に愛着をもち、多様な形態において活用できるように、その把握と周知に努め、伝統文化を次世代に継承します。	地域に存在する文化遺産については、市で把握しているものに分野的・地域的な偏りがみられます。	今後も調査による未知の文化遺産の掘り起こしと価値評価を進めることができます。また、破損や劣化が進むもの多く、継続的な対策の実施が求められています。	①文化遺産の把握と調査、価値付けと保存	1) 市内各地に残る多様な文化遺産の把握を推進します。横手固有の自然環境の下で育まれた地域の歴史文化との関連性が確認される文化遺産の把握を進め、詳細調査を実施することで指定等の価値付けを推進します。
						伝統文化の価値が知られることのないまま失われてしまうものがみられます。	その価値や魅力が広く認識されるよう、市民が文化遺産に触れる機会の創出や情報発信力の強化が求められています。一方で、文化遺産やその調査成果の整理・公開を進める必要があります。	①文化遺産の把握と調査、価値付けと保存	2) 指定文化財の所有者や管理者が、後世に伝えるための保存できる環境を整えます。 3) 未指定の文化遺産は、所有者や担い手が保存・継承できるよう相談できる窓口を関係機関と協力しながら設置するほか、保存や継承が困難な文化遺産については、アーカイブ化などの記録保存を進めます。
						まちづくりの核となる文化遺産を集約した展示施設については、市全域の歴史文化を学べる施設がありません。	まちづくりの核となる文化遺産を集約した展示施設については、既存施設の有効活用とともに、将来的にはFM計画に基づいた統廃合が求められています。また、伝統文化に触れながら市内全域を回遊するような仕組みづくりを進める必要があります。	②文化遺産や伝統文化の周知と活用	1) 文化遺産の調査成果やアーカイブ化した記録を活用し、横手の文化遺産や伝統文化の魅力の周知・発信を進めます。また、まちあるきなどの横手の伝統文化を体感する機会の提供を通じて、文化遺産を市内外に発信できる人材を育成します。 3) 資料館施設では、魅力ある特別展等を企画し、これと連動した講話などのイベント開催により、関心を持った市民が市内を回遊できる仕組みづくりを進めます。 また、既存の資料館等の統廃合を視野に、市全域の歴史文化を総合的に学べる環境づくりを進めます。
						文化遺産の保存活用の担い手や指導者、団体が減少しています。	横手の文化遺産の魅力を市内外に発信したり次世代に伝えることができる人材の育成が求められています。	②文化遺産や伝統文化の周知と活用	2) 「横手を学ぶ郷土学」推進事業などを活用し、小中学校と連携して、横手を愛する児童生徒の育成を図るとともに、大人向けの学びの機会も提供することで、誰もが伝統文化に関心を持つきっかけづくりを進めます。

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組
<生活環境>自然と調和した快適な暮らしを実感できるまちづくり	自然環境を守り、安全で安心なまちづくりを進めます	3-1	安全で暮らしやすい環境の整備	多様化する特殊詐欺や消費者トラブルなどへの対策が図られ、また事故や犯罪の件数が減少しており、安心して生活を送っています。	交通事故や犯罪、消費者トラブルなどへの対策が図られ、また事故や犯罪の件数が減少しており、安心して生活を送っています。 空き家の所有者等への指導・助言を強化するとともに、空き家の総合的な対策を推進するため、市民・関係団体と連携し官民協働での対策を計画的に実施します。	交通事故件数に占める高齢者の割合が増加傾向にあり、加えて飲酒運転の根絶には至っていない状況です。	引き続き警察や関係団体と協力して交通事故防止対策に取り組むとともに、交通安全意識の普及啓発、道路環境の整備、地域の実態に合わせた交通安全の取組を推進していく必要があります。	①交通安全対策の推進	1) 交通安全意識の普及・啓蒙を図るため、各種団体と連携し、地域ぐるみで交通災害の防止に努めます。 2) 交通事故を未然に防ぐため、道路パトロールの実施により道路環境整備を進めます。また、区画線やカーブミラー設置等の交通安全施設の適切な整備及び維持管理を図ります。 3) 自転車が関与する交通事故を防ぐため、警察等の関係団体と連携し、自転車利用者の交通ルールに対する意識向上に取り組みます。
						特殊詐欺など犯罪が多様化しています。	地域や学校、関係機関と連携し、犯罪等の未然防止のため、防犯指導や防犯活動に取り組む必要があります。	②防犯対策の推進	1) 警察や防犯関係団体と連携し、学校・家庭・地域を巻き込んだ防犯対策を推進することで、犯罪被害の未然防止と防犯思想の普及に努めます。
						人口減少や家族形態の変化により、空き家は増加し続けており、保安・衛生上の問題となっています。	特に、そのまま放置すれば倒壊等著しく危険となるおそれのある空き家は、地域の生活環境に悪影響を及ぼす要因となっていることから、所有者等に対し適切な管理を促す必要があります。	③空家等対策の推進	1) 安全で安心な生活環境を実現するために「予防の推進」、「適正管理の推進」、「利活用の推進」の取組方針に基づき、効果的な空家等対策を実施します。 2) 特定空家等を認定し、法律に基づく措置により、市民の安全や生活環境の保全を図ります。 3) 空家等管理活用支援法人を指定し、官民協働での空き家対策に取り組みその強化を図ります。
						社会のデジタル化が進み、消費生活が大きく変容する一方で、悪質商法をはじめとした消費者トラブルや特殊詐欺、人権侵害等、市民の抱える問題は複雑化しています。	市民がトラブルに遭うことのないよう、さらなる啓発活動の展開、専門的な相談体制の充実が求められています。	④市民相談の実施	1) 相続問題や相続放棄、年齢を問わず増加するネット通販でのトラブルなど、市民が抱える多様化した問題を解決するため、無料法律相談や消費生活相談など、各種窓口の周知を図り相談体制の充実・強化に努めます。 2) 職員の専門的知識向上を図るために研修会等への派遣や、資格取得を後押しする体制を整え、専門的人材の育成に努めます。
<生活環境>自然と調和した快適な暮らしを実感できるまちづくり	自然環境を守り、安全で安心なまちづくりを進めます	3-2	豊かな自然環境の保全と安全で安心で安心な生活環境の形成	自然と人が調和し、全ての世代がいきいきと笑顔で暮らせる、持続可能な魅力あふれる生活環境が整っています。また、四季折々の豊かな自然環境が次世代へ引き継がれており、市民の誰もが心から安心を実感できる生活を送っています。	地球環境への悪影響を減らすための対策や公害の防止、天然資源の使用削減などを推進します。また、森林病害虫防除や、森林環境及び公益性を意識した森づくりに取り組むとともに、野生鳥獣による人身被害や農林被害の発生防止に努めます。	本市は、里山的な森林生態系と水田地域特有の耕地生態系の中で、多種多様な生物が生息しています。	緑の減少等による生物多様性の低下を防ぐため、環境学習会等を充実させ市民意識の向上を図り、森林や農地のもつ環境保全機能や水循環機能の維持・向上を図っていく必要があります。	①里山、森林、生態系、相互に関連し合う自然環境の保全	1) 市民、NPO、事業所、大学など多様な主体が里山保全活動に参加できる仕組みづくりを支援します。 2) マツ枯れやナラ枯れの被害拡大を防ぐため、病害虫の防除や被害木の駆除を実施します。 3) 倒木などの被害を防ぎ景観を維持するため、マツやナラの枯死木を伐採します。 4) 森林とふれあえる場としていこいの森の維持・整備を行います。
						小川や水路、池沼、湧水地、水田等、多様な水辺環境は市民生活にとって欠かすことのできない自然環境です。	豊かな自然環境を次世代に伝えるためには、自然を破壊する行為を監視し、環境整備を図るための調査や対策に取り組んでいく必要があります。	②公害の防止	1) 大気質や水質、騒音など、環境測定を実施し、状況を把握とともに、その結果を公表します。 2) 悪臭への苦情は多種多様であり、原因者を特定し法令や条例に基づく取り組みを推進とともに、関係機関と連携しての対策に努めます。
						市民の環境問題に対する知識や関心は高まっているものの、その一方では市街地等における環境汚染問題が発生しています。	関係機関や団体、有識者等と連携し、その対策に取り組んでいます。	③環境美化活動の推進	1) 市内各町内会より環境美化推進員を推薦してもらい、美化活動の実践による意識向上を図ります。 2) 4月の第3日曜日を「横手愛クリーンアップDAY」とし、全市一斉クリーンアップを実施することにより、市民意識の向上を図り、ごみのポイ捨てや不法投棄を「しない」「させない」環境づくりに努めます。
						地球の温暖化などが影響し、森林病害虫や野生鳥獣による被害が増加しています。	快適で安全な生活環境と豊かな自然を守るために、これらの被害防止対策の取組を強化していく必要があります。	④鳥獣被害の防止	1) クマなどの野生鳥獣が人の生活圏に近づくことを防止するため、緩衝帯の整備や誘引物の除去に取り組みます。 2) 鳥獣被害対策実施隊の活動体制を強化し、人身被害や農林被害の発生防止を図ります。

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組
<生活環境>自然と調和した快適な暮らしを実感できるまちづくり	自然環境を守り、安全で安心なまちづくりを進めます	3-3	災害に強い体制の整備	消防や救急体制がより充実し、地域での防災活動が活発に行われ、市民と行政の協働による災害に強いまちづくりが進んでいます。	災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とします。 災害に対しては「自らの命は自ら守る行動（自助）」と「身近な地域コミュニティによる助け合い（共助）」が非常に大切です。市民の防災意識の啓発・消防団への加入促進・自主防災リーダーの育成を推進し、これに「企業・団体等の協力を得た公的機関の措置（公助）」を加えた地域の総合力で対応していきます。 また、災害や救急救助要請に迅速に対応するため、消防車両や資機材の計画的な整備・更新を進めます。	近年全国的に大雨や巨大地震により大きな被害が発生しており、本市においても大雨や台風、地震などによる自然災害が散発的に発生している他、雪国特有の豪雪災害が市民の生活を脅かしています。	自然災害や、甚大な被害が想定される積雪寒冷期の地震による複合災害についての対応が求められ、市民の生命や財産を守るためにも、総合的な危機管理体制の強化・救急救命体制の充実を図る必要があります。	④防災施策の推進	1) 防災計画や防災マニュアルの見直しを適時行い、防災体制の強化を図るとともに、飲食料品をはじめとする備蓄品の整備や避難所の生活環境改善対策を計画的に進めます。 2) 広域防災拠点等について、国や県と協議を進め機能強化を図ります。
							①消防機能の維持向上		1) 計画的な消防車両等の整備・更新並びに防火水槽や消火栓等の消防水利の設置を進めるとともに、既存の施設や設備等の適切な維持管理に努めます。 2) 多発化・激甚化する災害に備え、装備の充実と共に関係機関との連携強化を図り、消防体制の整備に取り組みます。
						少子高齢化やライフスタイルの変化により、地域コミュニティにおける住民間の交流やつながりが希薄化しており、地域防災力を維持できなくなる恐れがあります。	火災をはじめとする災害の未然防止や災害時の対応には、消防体制の整備や消防団活動に加え、自主防災組織など地域の方々の組織的な活動や企業の応援が必要となります。特に、一人では避難することが困難な高齢者や障がい者に対しては、公的機関のみならず、地域の支援が不可欠なことから、地域防災力を強化する必要があります。	③救急救命体制の充実	1) 救急救命士の養成等、救急救命業務体制の充実に努め、迅速・確実な救急搬送を行なうため医療機関との連携を図ります。 2) 公的施設等に配置されているAED（自動体外式除細動器）の適正な維持管理を行なうとともに、市民に対する応急手当の普及・啓発に努めます。
					消防団員数は、過疎化や高齢化、団員のサラリーマン化などを理由に減少が続いています。	災害の規模が大きくなるほど、多数の住民の避難や救助が必要となり、消防団の動員力と機動力が求められることから、地域防災の中核を担う消防団組織を維持すると共に、社会環境の変化に合わせた活動を推進していく必要があります。	⑥地域と一緒にした防災体制づくり	1) 自主防災リーダーの育成を進め、自治会や自主防災組織等への防災意識の浸透を図り、ひとり暮らし高齢者や障がい者などの避難行動要支援者を、地域全体で支援していく体制づくりを推進します。	
					近年の災害事例などにより自然災害への危機感や防災への関心は高まっているものの、各家庭や事業所などで有事の備えや避難行動の意識はまだ不足しています。	さまざまな災害による被害を最小限に食い止めるためには、防災講話やハザードマップなどにより、市民に対し最新の防災情報を発信し、市民にはそれを受け取り行動に繋げもらうことが必要です。また、防災訓練の実施により、迅速で的確な対応がとれる体制づくりに継続して取り組む必要があります。	②消防団活動の推進	1) 幼少期からの防災教育や広報活動を通じ消防団員の確保を図り、あわせて消防団協力事業所制度を推進して消防団員が活動しやすい環境整備に努めます。 2) 可搬ポンプ積載車などの消防車両や、激甚化する災害においても消防団員が安全に活動することができる装備・機材の計画的な配備と更新を進めます。	
							⑤災害危険区域等の情報提供		1) 県との協力のもとに、本市の地理的条件や気候特性を踏まえ、大雨や大雪などによる水害や土砂災害の危険箇所の実態を把握し、ハザードマップの更新や市民への情報提供、および災害の未然防止への取り組みを進めます。

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組
<生活環境>自然と調和した快適な暮らしを実感できるまちづくり	自然環境を守り、安全で安心なまちづくりを進めます	3-4	循環型社会の確立と環境保全の推進	環境に対する市民の意識が高まり、資源循環の定着と気候変動対策への取組が進み、豊かな自然と調和した生活環境が保たれています。	「新ペットボトル等処理施設」の建設に合わせ、分別ルールに製品プラスチックを新たに加え、周知浸透を図り、資源循環意識の醸成を図ります。精度の高い3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進により、環境への負荷低減と資源の有効活用を図り、循環型社会の確立を目指します。公共施設から排出される温室効果ガスの削減目標・結果を活用しながら、市民や法人等に向けた気候変動対策の推進を促す啓発を行います。	本市のごみの排出量及び市民一人当たりのごみ排出量は減少傾向にあります、今後、空き家等の片付けごみの排出量が多くなると予測されます。	引き続きごみの減量化に向けた取組が必要です。	①ごみの適正処理と資源循環の推進	2)ごみを有価物ととらえ、集団資源回収活動（新聞雑誌・段ボール・アルミ缶・びん等）を推奨し、ごみの減量化・資源化の取組を支援します。また、新たに製品プラスチックを分別に加え、更なる資源化率の向上を図ります。
						ごみの資源化率は平成29年度をピークに減少傾向にあります。	再資源化を推進するため、市民や事業者へより一層の分別徹底を促す必要があります。	①ごみの適正処理と資源循環の推進	1)循環型社会の担い手として市民の3Rを意識した行動の定着を図り、さらに「もらわない（リユース）」・「修理（リペア）」へとつながるライフスタイルへの普及啓発を推進していきます。
						事業所から排出される産業廃棄物がクリーンプラザよこてへ搬入されることとは、以前に比べると少なくなったものの、依然として一般廃棄物に混入され搬入されています。	事業所及び搬入業者へより一層、分別の徹底を促す必要があります。	①ごみの適正処理と資源循環の推進	3)事業所から排出されるごみの減量化を図るため、産業廃棄物の混入防止の啓発活動を行い適正処理を推進します。
						本市では、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（廃プラ新法）」の成立に伴い、「新ペットボトル等処理施設」を令和9年度より稼働させ、これまで燃やすごみとして排出されていた「製品プラスチック（硬質プラスチック）」の回収をスタートさせます。	新しい分別ルールのもと市民への周知を徹底し、循環型社会の形成を目指した、これまで以上の取組が必要となります。	①ごみの適正処理と資源循環の推進	2)ごみを有価物ととらえ、集団資源回収活動（新聞雑誌・段ボール・アルミ缶・びん等）を推奨し、ごみの減量化・資源化の取組を支援します。また、新たに製品プラスチックを分別に加え、更なる資源化率の向上を図ります。
						今後、集積庫へごみを排出できない高齢者世帯が増えてくることが予測されます。一方、集合住宅地等の新規造成、住宅の建築により集積庫が増え続けている状況があります。	新たな収集体制や制度について、関係機関や団体等と協議し取り組んでいく必要があります。	①ごみの適正処理と資源循環の推進	4)高齢者世帯からのごみ収集体制の確立、集合住宅地への集積庫の設置や既存集積庫の統廃合など、状況に応じた柔軟な収集体制について、関係団体や機関と協議を進めてまいります。
						気候変動対策や災害時のエネルギー確保のため、再生可能エネルギーへの転換と省エネルギーの対策が必要となっていますが、本市の自然環境は大きな再生可能エネルギーを作り出せる現状にはありません。	地域にある小さな資源からエネルギーを生み出し蓄積させる等、市民一人ひとりが再生可能エネルギーについての理解を深め、その対策に取り組んでいく必要があります。	②脱炭素社会に向けた取組の推進	1)一般家庭における再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入・活用を促進します。 2)カーボンニュートラルの実現に向け、市民や事業者の環境意識の向上と主体的な環境保全活動を推進します。 3)横手J-クレジットを活用し、カーボンオフセットへの取組と森林整備の推進を図ります。 4)省エネルギー機器や次世代自動車の導入推進など、市が率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。 5)新築住宅などの木質化を推奨し、CO ₂ 削減の働きかけを行います。

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組
<産業振興>活力と魅力あふれ、産業が成長し続けるまちづくり	人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります	4-1	農林業の持続的発展	生産性と収益性の高い魅力ある農林業の展開により、活力ある地域社会が形成され、基幹産業である農林業が持続的に発展しています。	多様な担い手の確保と育成、農地の集積・集約化による生産基盤強化、及び気候変動に強い農業の推進に取り組みます。さらに農業の複合化と6次産業化による収益性の向上、スマート農業技術等の活用による農業生産の効率化と省力化を進めます。また、林業においても木材利用の推進や林業人材の育成に取り組み、森林環境譲与税を活用した適正な森林整備を推進します。	農業従事者の減少と高齢化、及び後継者不足により、離農や耕作放棄地、果樹園の廃園や放任園も増加傾向にあります。	多様な農業人材の確保と育成を図るとともに、農地の面的集約を進め、経営の安定化と生産性の向上を図る必要があります。	①経営能力に優れた多様な経営体の育成	1) 地域農業の担い手となる認定農業者や新規就農者の確保・育成とともに、雇用就農の受け皿となる経営体の育成を推進します。 2) 経営体における就労条件や労働環境の整備を推進し、人材の確保・定着を図ります。 3) 地域計画の実践により、意欲ある担い手への農地の集積・面的集約を推進し、経営の効率化と安定化を図ります。

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組
<産業振興>活力と魅力にあふれ、産業が成長し続けるまちづくり	人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります	4-2	活気ある商業の振興	起業・創業により新たなビジネスが創出されるとともに、地域に根差した魅力ある事業が未来へと承継されることで、市内商業が活性化しています。	個々の事業者の経営強化を支援するとともに、空き店舗対策や、商店街、商工団体などが行う地域商業を活性化させるための取組を支援します。併せて事業承継のマッチングを進めます。また、Bizサポートよこてを活用した起業者への支援や相談体制を充実させ、経営者としての成長、事業の発展、活動を後押しするための育成支援を行います。	市内の卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業は小規模事業者が大半を占め、事業所数、従業員数は減少傾向にあります。市内総生産額を見ると新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少した状態を回復しきれていません。また、後継者不足等による空き店舗の増加が見込まれます。	地域商業を活性化させるため、中心市街地や商店街などの賑わい創出と魅力向上、労働生産性の向上、販路拡大を図る必要があります。	①商業の振興	1) 事業者が連携して行う賑わい創出や魅力向上のための取組みに加え、販路開拓などの労働生産性向上に資する活動やチャレンジへの支援を行います。 2) 商店街等の空き店舗を活用して開業を希望する方への支援を行います。
						市の人口の社会増減を見ると、20代半ば～後半で転入超過が見られるものの、10代後半～20代前半の転出超過と比べて少なく、全体として転出超過となっています。	進学・就職等で市外へ流出した若年者を地元に呼び戻すため、若年者の雇用の受け皿となる多様な職種を確保し、新たなビジネスを生み出す可能性のある起業・創業を支援する必要があります。	②起業・創業者の育成と支援	1) 市内起業・創業者の増加を図るため、Bizサポートよこての機能強化と利活用を促進し、また市内商工団体等との連携を図り、事業を始めようとする方の負担軽減と不安解消に努めます。 2) 具体的な起業プランを持つ方や、ユニークでオリジナリティあふれる方など、将来的に横手市を代表する起業家となることが期待される人財の成長を支援します。
						本市の事業所が減少している要因の一つとして、経営者の高齢化と後継者不足があります。市内の事業所の多くは、経営者の高齢化に伴い世代交代の時期を迎えていました。	事業所が有する技術、ノウハウ等の貴重な経営資源や雇用の確保のためにも、円滑な事業承継への取組を強化していく必要があります。	①商業の振興	3) 後継者不在の個人事業主を含む市内中小企業者等の事業承継について、関係機関と連携しながら支援します。
						本市の事業所の多くは中小規模事業所であり、経済情勢の変化が、事業の成長や存続に大きな影響を受ける状況にあります。	事業の成長及び経営の安定化を図るための支援を継続していく必要があります。	③中小企業等への経営的な支援	1) 商工業振興のための核となる事業を展開する団体への支援を行うとともに、事業資金を必要とする市内中小企業等に対し、融資あっせんや利子補給事業を行います。
<産業振興>活力と魅力にあふれ、産業が成長し続けるまちづくり	人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります	4-3	活力ある工業の振興	高付加価値を生み出す競争力の高い企業が多く操業していることで市内経済活動が活性化し、地域産業が発展しています。	本市経済の牽引産業である輸送機関連産業をはじめ市内の地域産業を更に成長させるため、企業間のマッチングや設備投資を支援し、産業としての厚みを図ります。また、競争力の高い企業育成のため、効率的な生産体制の構築や付加価値化を推進し支援することで、活力ある地域産業および雇用創出に取り組みます。	本市の製造品出荷額は、輸送機関連産業の割合が最も高くなっています。また、秋田県全体の輸送機関連産業出荷額においても高い割合を占めています。	本市経済の更なる成長につなげるためにも、裾野が広い産業である輸送機関連産業の集積を促進することが必要です。	①工業の振興	1) 市の製造業を牽引する輸送機関連産業のさらなる成長を促進のための支援を展開します。
						東北地方にある自動車完成車メーカーは、従前より現地調達率を上げたい意向を示しています。	関連する企業間連携が求められています。	①工業の振興	2) 地元企業と誘致企業が取引できるよう企業間のマッチングを推進することで、企業の技術力向上や販路拡大等の取り組みを支援します。
						災害や非常事態が発生した場合を想定して策定する業務継続計画（BCP）について、現状、市内企業においては策定の必要性の認識が十分に浸透しているとは言えない状況です。	災害等の発生時における業務継続ができないことによる経済的損失の回避やイメージダウンの抑止、また、従業員の安全性確保の観点からも速やかなBCP対策の促進が求められます。	①工業の振興	3) 市内企業の業務継続計画（BCP）の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努めます。
						人口減少及び少子高齢化により市内の事業所数や従事者数も減少傾向にあり、この状況が続くと市内企業の経営基盤の弱体化、ひいては市内経済の衰退につながることが懸念されます。	人口減少下にあっても市内企業が将来にわたり経営を持续していくために、企業内の生産性の向上や高付加価値製品の開発等、持続可能な経営基盤確立につながる施策を推進していく必要があります。	①工業の振興	4) 地元企業が実施する生産性向上のための設備投資への支援に積極的に取組みます。 5) 市内企業等の高付加価値製品開発や技術開発のための環境を構築します。

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組
<産業振興>活力と魅力にあふれ、産業が成長し続けるまちづくり	人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります	4-4	地域資源を生かした観光・物産振興	当地の地域資源を活用した観光の推進により、国内外観光客の満足度と市民の関心が高まり、観光客増加の好循環が起こっています。また、農商工が連携した「稼ぐ観光」施策を展開することで観光消費額が拡大し、市内経済が活性化しています。	本市が有する地域資源を守り、磨き上げを行うことで、その魅力を最大限に引き出し、観光客のニーズに対応した「観光のまちよこて」を推進します。その上で、戦略的な観光誘客と物産振興、情報発信や消費の誘導により、市内事業者の運動性と生産性を高め、「稼ぐ観光」の実現に向けて取組・支援を推進していきます。	本市の観光入れ込み客数は、令和5年度で年間延べ約270万人、宿泊者数は延べ22万8千人で、コロナ禍前の9割程度にとどまっています。特に繁忙期と閑散期の宿泊者数は大きな差があります。	冬場を始めとする閑散期の宿泊につながる誘客が課題となっています。このため、本市が有する観光物産資源を今一度検証し、そのポテンシャルを十分に引き出し、経済効果が実感できる取組を進めていく必要があります。	①魅力ある観光資源の活用 ②観光誘客の取り組み強化 ③効果的な情報発信の推進	1) 田園都市の多様な観光資源をいかすため、地域おこし協力隊などの外部人材の視点を取り入れた発掘、磨き上げに取り組みます。 2) まちよこての魅力を発信するため、市内観光情報を一元化するための体制整備を行い、観光客の情報収集の効率化を図るため、多角的な情報提供を推進します。 3) 「観光のまちよこて」としての市民の誇りを醸成させ、ホスピタリティの高いまちとして発信します。 4) SNSを活用して、ターゲットに合わせた訴求力のある情報発信を行います。 5) 各種調査により、観光客の動向やニーズなどのデータ分析結果を観光事業者へ提供し、戦略的なプロモーションに活用します。
				まつりやイベント、食を含む地域の伝統文化を支えてきた人々の高齢化、担い手不足が顕著になってきており、開催規模の縮小や継続・継承が困難な事例が出てきています。		文化や技を継承し故郷を心に刻むためにも、若者とりわけこどもたちが参画する機会の創出や、外部人材の受け入れによる継続策の展開など、他分野と連携した対策が急務となっています。	①魅力ある観光資源の活用	3) 慣習や慣例等にとらわれることなく、文化の本質を再検討しながら、市民や観光客が参加しやすい持続可能なまつりやイベント作りに取り組みます。	
				訪日観光客は増加傾向にあるものの、本市への波及は少ない状況であり、国内の人口減少が進む中では将来に向けて重要なターゲットとなります。		国人観光客が訪れたくなる、求めなくなるような観光資源の磨き上げや体験コンテンツの開発が急務となっています。また、地理的ハンデの克服、宿泊施設や観光施設などのハード・ソフト両面の受け入れ体制の整備も必要となっています。	②観光誘客の取り組み強化 ⑤観光施設の適正な管理	2) 国内外のターゲットを明確にして、戦略的なプロモーションを行います。 3) ソフト・ハード両面における観光客の利便性向上により、満足度を高め、リピーターの獲得を目指します。 4) 観光施設等の予防修繕を実施し長寿命化を図るなど、施設・設備の適正な維持管理を実施し、施設の魅力アップに努めます。	
				人口減少により国内市場が縮小しています。本市では、出身者を中心とした横手ファンを「応援人口」と位置づけ、その数は1万人を超えていました。これまで、様々な場面で応援をいたしましたが、物産振興施策などにおいて大きな成果を上げてきました。		観光物産施策においても新たなターゲット層の発掘が必要です。今後は更なる応援人口の獲得に努めながら、観光を始めとする他分野への波及なども意識した事業展開を図る必要があります。	④地域資源を活用した産業振興	1) 応援人口をターゲットとした、地域産品の販売促進・PRや誘客を進めます。 2) 魅力ある横手産品を国内外の企業等に効果的に結び付ける仕組みを構築します。 3) ブランド価値向上のため、マーケットインの視点による横手産品のブランドアップを進めます。 4) 農商工が連携し、付加価値の高い商品・サービスを地域内外に展開し、持続可能な産業構造の構築を図ります。	
				新横手体育館の完成により、各種スポーツ大会やコンベンション等、全国から多くのお客様を迎える機会が大幅に拡大します。		市内の宿泊施設が限られていることから、周辺市町村の施設との連携体制を構築することなど、その経済効果を最大限に引き出すため、観光物産施策も含め、自治体や産業分野を横断した戦略的な施策展開が必要となります。	①魅力ある観光資源の活用	2) 横手市立体育館や市内観光施設への来訪者を、市内各地域へと回遊させ、滞在時間延長と観光消費額の拡大を図ります。	

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組
<産業振興>活力と魅力にあふれ、産業が成長し続けるまちづくり	人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります	4-5	魅力ある企業の育成と雇用機会の拡大	多様な職種の企業が成長し、魅力ある就業の場が増えることで、地域の将来を担う世代をはじめ、多くの人が地元で生き生きと活躍しています。	若者の地元企業への定着のため、秋田県や関係機関と連携しながら産業用地の確保に努め、多種多様な企業の誘致を推進します。また、より働きやすい職場づくりを推進する企業等の支援や、その魅力を効果的に発信し、地元定着を促すとともに、進学等で地元を離れた若者に地元回帰を促す取組を推進します。	市外へ進学し専門的知識を身に付けた若者が地元回帰するための選択肢となる多種多様な就業先が不足しています。	その為、若者の就業先として人気の高いソフトウェア・情報処理・ネット関連及び研究開発型の企業誘致を進める必要があります。加えて輸送機関連産業をはじめとする製造業の新規立地が進んでおり、引き続き産業用地の確保が必要です。	①企業誘致の推進 ②地元企業との連携 ③雇用の安定化 ④生涯現役社会の推進	1) 县との連携強化を図り、新規企業等への積極的な企業訪問を展開し企業誘致を進めます。 2) 地理的及び業界ネットワークの優位性を活かし、自動車関連企業の集積を推進します。 3) 進学等により身に付けた専門的知識を活かせる、IT・ソフトウェア産業、研究機関等の立地に取組みます。 4) 将来を見据え新たな工業用地の整備に取組みます。 1) 地元企業と進出企業の連携を図り、経済活動の活性を図ります。 2) 小学生、中学生、高校生向けの企業ガイダンス等の開催により、地元企業の魅力を伝えることで将来的な市内への就職につなげます。 1) 金融機関への預託金の交付や勤労者互助会、横手地方職業能力開発協会など各種団体への支援と連携により、労働環境の整備に努めます。 2) 县、ハローワーク、商工団体等との連携により、求職者及び新規就職者の雇用拡大を図ります。 3) 就職情報や移住定住施策と連携したポータルサイトを構築・運営し、企業側と求職者のマッチングを図ります。 4) 市内企業による採用活動を支援する施策を推進し、地域内での就職機会の拡大と市内就職者の増加を図ります。 1) 横手市シルバー人材センターへの支援と連携により、高齢者の就労機会の拡大に努めます。

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組
<建設交通>四季を通じ暮らしやすいまちづくり	地域の特色を生かし安心して暮らし続けられる、リスクに強いまちづくりを進めます	5-1	雪国の安全・安心な暮らしの実現	民間と行政の協働による雪対策の実施や道路交通網の整備により、安全で快適な冬期間の暮らしを実現されています。	雪処理を行政だけで対応していくには限界がある状況となっています。市民の安全で快適な冬期間の暮らしを実現するため、更なる効率化と市民との協働の視点に留意し、総合雪対策基本計画に基づき各種施策を展開します。	雪国における生活の質は、雪対策の実施や道路交通網の整備により以前に比べ向上しています。しかし、少子高齢化の進行や生活様式の多様化などにより、雪下ろしや住宅周りの除雪作業に対する負担感が増しています。	高齢化による除雪作業員の担い手不足により、安定的・持続的な除雪体制づくりが喫緊の課題となっています。	①雪対策の推進	1) 安全で暮らしやすい雪みちを確保するため、道路除雪の効率化と安定的・持続的な除雪体制づくりを進めます。
						横手において雪は、水道水源や農産物を育む豊かな水資源であるほか、商業面や観光面などに多くの恩恵をもたらします。	一方で豪雪の際には、道路除雪作業の労力負担が格段に増え、安全な交通を確保するためには莫大な経費を要します。また、雪下ろしや除雪作業による事故が多く発生するなど、市民生活の大きな脅威となります。	①雪対策の推進	2)暮らしやすい雪国生活実現のため、市民の雪に関する理解の向上と地域による協働除雪に対する意識醸成に努めます。 3)雪処理に伴う負担軽減や事故等を未然に防ぐため、住環境整備への支援を継続的に進めます。
						今後、高齢者世帯はさらに増加すると予測されます。	今後さらに増加する高齢者世帯にかかる雪処理の負担軽減のためには、将来を見据えた克雪住宅の普及が求められます。また、日常生活を安全安心に送れる道路環境の整備は短期間では難しく、冬期間の高齢者の日常生活を意識した、計画的な実施が求められます。	①雪対策の推進	4)冬期間における高齢者の日常も意識した道路環境整備を計画的に進めます。
<建設交通>四季を通じ暮らしやすいまちづくり	地域の特色を生かし安心して暮らし続けられる、リスクに強いまちづくりを進めます	5-2	道路環境の充実と道路ネットワークの強化	安全安心で快適な道路環境が確保されています。また、道路ネットワークの強化が進み、地域経済が活性化しています。	道路・橋梁などのインフラ資産については、定期的な点検やパトロールを実施し、適正な維持管理、更新を行います。また、予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることで、修繕コストの縮減を目指します。 併せて、国道や県道、秋田自動車道の整備や、スマートインターチェンジの設置などの早期実現による道路ネットワークの強化に向けて取り組みます。	道路や橋梁等の道路施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、経年劣化や損傷が進んでいます。	更新や大規模な補修の時期が集中するものと考えられるため、効率的かつ計画的なメンテナンスの実現を加速させることが必要です。	①道路・橋りょう等の適正な維持管理と長寿命化	1) 安全安心で快適な道路環境を確保するため、現状把握と、日常的な維持管理を徹底しつつ、効率的かつ計画的なメンテナンスを実施することで、道路施設の長寿命化を図ります。
						市民に最も身近で密着した生活道路について、適切な維持管理や更新により、健全な状態で維持することが求められています。	安全安心で快適な市民生活の確保と産業活動の推進のため、市民との協働による維持管理への取組が必要です。	②生活道路の市民との協働による維持管理	1)市民生活に密着した生活道路を健全な状態で維持するため、市民との協働による維持管理の取り組みを進めます。
						近年、自然災害が頻繁に発生し、且つ激甚化しています。	災害に強い道路ネットワークの強化が必要です。幹線道路の整備を推進するとともに、国道や県道等の整備促進や、秋田自動車道の全線4車線化の早期実現を要望する活動が引き続き重要です。また、県内外からの観光客の利便性を図ることによる広域的な観光振興及び地域経済の活性化を目指し、市東部地域へのスマートインターチェンジの設置が必要です。	③道路ネットワークの充実	1)市の基幹的な道路である都市計画道路（街路）等の計画的な整備を進めるとともに、高速道路や国道・県道の整備促進に関する要望活動に引き続き取り組みます。 2)広域的な産業振興や観光振興などによる交流人口の増大を図り、地域経済の活性化につなげるため、市東部地域へのスマートインターチェンジ設置を検討します。

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組
<建設交通>四季を通じ暮らしやすいまちづくり	地域の特色を生かし安心して暮らし続けられる、リスクに強いまちづくりを進めます	5-3	公共交通の充実と利用の促進	DX技術の活用等による利便性向上や様々な分野と連携した利用促進策によって、市民の暮らしを支える公共交通が充実しています。	鉄道や路線バス、横手デマンド交通などのあらゆる交通手段において、利用者の動向やまちづくりの方針と密に連携しながら利用促進に取り組むとともに、行政と交通事業者や他分野における関係者も含めた相互間の連携を通じ、利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指します。	地域公共交通の主たる利用者層である「老年人口」の総人口に占める割合が増加傾向にあります。鉄道や路線バス、代替交通により市民の移動手段が確保され、さらに横手デマンド交通が市全域をカバーしていますが、路線バスの減便など公共交通の利便性の低下が懸念される状況もあります。	公共交通を必要とする人が移動に困ることがないよう、日常生活に必要不可欠な移動手段として地域公共交通を維持していく必要があります。公共交通の担い手の確保や地域が主体となった取組を進め、持続可能な地域公共交通体系を構築するため、特に代替交通における利用実態や地域事情を考慮しながら、効率的な運行となるよう検討する必要があります。	①公共交通の充実	2) 市民の日常の移動の足である鉄道と路線バスの維持に努めます。 3) 市中心部の商業施設や医療施設への移動を担う横手市循環バスを運行するほか、市全域を面的にカバーする横手デマンド交通によって市民の移動の足の確保を図ります。 4) 地域の実情にあわせた代替交通や公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）を展開します。
						広範囲に立地する商業施設や利用医療施設への移動を確保するため多様な交通手段を展開していますが、利用方法や運賃、他の交通手段への接続など、利用者にとって複雑な面もあります。	市民の移動ニーズに対応するため、市内を行なう様々な公共交通の連携を強化することも、接続のしやすさや料金の支払い方法など、利用者の利便性向上を図る必要があります。	②公共交通の利用促進	1) 公共交通を利用するきっかけとなるような取り組みを推進します。 2) 運転免許証自主返納者に対する公共交通で利用できる回数券の交付を継続し、福祉分野など他の分野と連携しながら公共交通の利用促進を図ります。
						本市を運行する公共交通では、路線バスと代替交通等の乗り換えが不便なものもあります。また、それぞれの交通手段の時刻表や路線図、運賃等の情報入手の方法が統一されていません。	より使いやすい公共交通とするため、接続のしやすさや料金の支払い方法など利用者の利便性向上を図る必要があります。また、多様な媒体やＩＣＴなどを活用しながら、誰にとっても分かりやすく、いつでも必要な情報を入手できる環境を整える必要があります。	③公共交通の利便性向上	1) 運行ダイヤの見直しによる接続改善やキャッシュレスでの支払いなど利便性向上を図ります。 2) スマートフォンアプリ等の導入により、公共交通の情報をいつでも簡単に入手できる環境の整備に努めます。
						人口減少に伴う乗務員不足により、路線バスの減便など公共交通の利便性の低下が懸念されています。今後、人口減少及び高齢化が加速することにより、公共交通の担い手がますます減少することが予想されます。	担い手の確保や地域が主体となった取組を検討する必要があります。	①公共交通の充実	1) 公共交通の担い手となる乗務員等の確保について、事業者と連携した取り組みを進めます。
<建設交通>四季を通じ暮らしやすいまちづくり	地域特性を生かした快適な居住環境の形成	5-4	地域特性を生かした快適な居住環境の形成	土地利用の誘導施策や克雪対策により、暮らしやすく住み続けられる生活空間が形成されていくほか、地域の特色を生かしたまちづくりが進められ、居住人口が増加し賑わいが生まれています。	立地適正化やコンパクトシティという考え方に基づき、都市機能誘導区域、居住誘導区域では宅地造成など土地利用の誘導や指導を図り、融雪設備の整備等、質の高い暮らしを実現します。地域拠点では各地域の特色を生かし、今後も住み続けられるよう、生活排水処理施設や道路等の適切な維持に取り組みます。また、景観計画や屋外広告物条例に基づく規制誘導により横手らしい自然豊かな美しい景観を保全し、うるおいのあるまちづくりを進めます。	人口減少、少子高齢化が一層深刻な状況になっており、中心拠点、副拠点においても空き地や空き家、空き店舗が増加し空洞化が深刻化しています。	引き続き、立地適正化計画に基づいた都市機能誘導区域、居住誘導区域への各種誘導施策や克雪対策を進めるとともに、居住人口を増やしていく必要があります。	①計画的な拠点誘導	1) 立地適正化計画に基づき、中心拠点・副拠点における都市機能誘導区域、居住誘導区域への誘導施設の整備と克雪対策を進め、快適な居住環境の形成に取り組み、居住人口を増やします。
						無秩序な開発の抑制のため、特定用途制限地域の田園居住型を田園保全型へと強化した見直しにより、住宅地の居住誘導区域への適正誘導が図られています。しかし、大規模な誘導施設の都市機能誘導区域内への立地については、まとまった開発可能な土地が少ない現状にあります。	開発可能地の創出と併せて都市機能誘導区域の見直しを検討していく必要があります。また、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱に基づき、事業者及び建築主等に適正な指導や誘導を行うとともに、今後は開発区域内における雪寄せ場の確保、消融雪施設の積極的導入など、雪国にふさわしいまちづくりの指針を検討していく必要があります。	③一定規模の開発可能地の創設	1) 一定規模の開発可能地の創設と、都市機能誘導区域の見直しを行い誘導施設の配置を推進し、にぎわい創出を図ります。 2) 開発区域内の雪寄せ場の確保、消融雪施設の導入のため、雪国にふさわしいまちづくり指針の作成に取り組みます。
						各地域拠点が守り育んできた自然や文化、地域コミュニティがあります。	将来的にも継承し、今後も住み続けられるよう、日常生活で必要な機能の維持に取り組む必要があります。	④地域拠点の機能維持	1) 各地域拠点が守り育んできた自然や文化、地域コミュニティを継承し、住み続けられるよう必要な生活基盤の維持保全を図ります。
						これまで、良好な景観形成を図るため、一定規模以上のものを届出対象とし「景観づくりの基準」に適合した建築物となるよう指導等を行ってきました。その「景観づくりの基準」は、各ゾーン別に設定していましたが、市街地景観ゾーンに含まれる範囲において、地域特性が異なるエリアを一律の基準で規制しているため、実態との乖離が生じている状況にあります。	良好な景観の維持並びに適切な規制誘導を図るために、景観計画における景観づくりの基準を見直し、地域特性、風土特性を生かした景観計画を進めていく必要があります。また、景観重点地区では歴史的建造物や街並み景観を保全し、個性ある美しい街並み景観づくりに取り組む必要があります。	⑤自然豊かな美しい景観の保全	1) 景観づくりの基準の見直しを行い、地域特性、風土特性を生かした景観計画を進め、豊かな自然や歴史的な街並みの景観を保全します。

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組
<建設交通>四季を通じ暮らしやすいまちづくり	地域の特色を生かし安心して暮らし続ける、リスクに強いまちづくりを進めます	5-5	安全安心な水道水の供給と快適な生活環境を守る下水の適正処理	水道水の水質や供給の安定性が確保され、健全な水道事業運営の経営が維持されています。汚水処理の適正化による公共用水域の水質保全や雨水対策など、快適で衛生的、安全な社会環境が維持されています。	社会情勢の変化に対応した健全で効率的な水道経営を行なうため、料金収入の安定的確保と併せ、水道施設の統廃合や事業の広域連携を合理的かつ計画的に進めます。また、安全で安心な水道水を安定供給するため、水質の監視及び計画的な設備更新と耐震化を進めます。下水道事業では、持続可能な生活排水処理を推進するため、既存施設のストックマネジメント計画を作成し計画的な施設更新を進めるとともに、生活排水の適正な処理を推進するため、水洗化率の向上を図ります。また、集中豪雨等での内水氾濫に対応するため、公共下水道区域内の雨水幹線排水路の適切な維持管理を進めます。	人口減少が進む社会情勢において、水道料金収入の安定的確保と、水道水を製造し供給するためのコストバランスを適切に維持することが困難な経営状況が見込まれます。	広域連携や水道施設の統廃合を含めた水道施設の更新や地震対策など、災害に強い施設を構築し維持していくことが求められています。	①健全な水道経営の推進	1) 老朽管路の計画的な更新を行なながら、災害に備え耐震化を進めます。 2) 社会情勢の変化に対応した健全で効率的な水道経営を行なうため、水道施設の統廃合や広域連携を合理的かつ計画的に進めます。
						上水道の水源は、自然災害などによって水質及び水量が変化することがあります。	安全で良質な水道水を絶やすことなく製造し供給するためには、水源の環境保全、適切な水質管理、施設の維持管理を徹底することが必要です。	②安全で安定的な水道水の供給	1) 安全で良質な水道水を供給するため、水源の環境保全や適切な水質管理、施設の維持管理を徹底します。
						計画区域における下水道整備が終盤となり、今後は、現在使用している下水管路施設及び汚水処理施設が改修や更新の時期を迎えます。	経年劣化による施設の排水処理能力の低下や、破損事故の発生を最小限に抑制するため、計画的に改修及び更新を行う必要があります。	③持続可能な生活排水処理の推進	1) 下水道施設全体の中長的な施設状態を予測しながら維持管理、改築を一体的にらえて計画的・効率的に管理するためにストックマネジメント計画を策定し施設の改築を進めます。
						快適な生活環境の構築には、生活排水の適切な処理が不可欠です。	水洗化率の向上を図るため、それぞれの地区的実情に応じた生活排水処理事業を推進する必要があります。	③持続可能な生活排水処理の推進	2) それぞれの地区的実情に応じた住民へのPR活動を進めながら水洗化率向上を図ります。
						近年頻発する集中豪雨等による内水氾濫によって、安心な暮らしを脅かされることがあります。	浸水等の被害が発生するのを抑制するため、既存の雨水幹線排水路の機能維持を図る必要があります。	④雨水幹線施設の維持管理の推進	1) 定期的な点検やメンテナンスを行い、既存の雨水幹線排水路の機能維持を図ります。
<建設交通>四季を通じ暮らしやすいまちづくり	地域の特色を生かし安心して暮らし続ける、リスクに強いまちづくりを進めます	5-6	公園環境の魅力向上	訪れる人が癒しを感じ、市民が誇れるような公園や緑地空間が、市民との協働により維持管理されています。	安全で快適に利用できるよう定期的な保守点検や適切な維持管理を進め、市民の声を反映した公園環境の整備を目指します。	公園や緑地は、市民の憩いの場やふれあいの場のみならず、災害時の一時避難場所や観光資源という側面もあります。	安全で快適に利用できるよう適切な維持管理が必要となります。そのため、老朽化の進んだ施設については横手市公園施設長寿命化計画により計画的な整備を図りながら、多くの方に愛されるよう魅力の向上に努めることが必要です。	①公園・緑地の維持改善	1) 長年親しまれてきた公園を後世に引継ぐため、ライフサイクルコストを低減するような改善整備を進めます。
						令和6年度から都市公園で指定管理者制度が導入されています。また、農村公園では町内会などの地域団体を受託者とする指定管理者制度が導入されているほか、一部の公園では「公園愛護会」・「公共施設市民サポート」制度により、市民協働での管理が行われています。	供用面積が国の定める補助基準を超えていたため、国費を利用した新たな整備ができず、また、維持管理にかけられる予算が限られた状況となっているため、公園の魅力維持のため維持管理に必要となる財源確保、管理手法の検討が必要です。	②公園施設や遊具等の適正な維持管理	1) 市民が安全安心に公園利用ができるよう、遊具や公園施設の点検強化及び維持管理者の育成を行います。 2) 市民団体による公園管理を継続し、市民協働による環境美化活動を推進することにより、市民にとって愛着が感じられる公園を目指します。

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組
<市民協働>市民一人ひとりのつながりで活気を生むまちづくり	市民と行政が協力し持続可能な地域づくりを進めます	6-1	地域コミュニティの活性化	市民が主体となってまちづくりに参画し、さまざまな課題に対して、みんなで話し合い支え合うことによって、持続可能な地域コミュニティが築かれています。	市民一人ひとりが輝き、自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域の想いと主体性を尊重しながら、市民と行政の協働による地域づくりに取り組み、地域コミュニティの活性化を図ります。また、将来にわたって持続可能な地域づくりを目指し、市民による主体的な活動を支援するとともに、地域資源を生かした特色あるまちづくりや、年齢や性別に捉われない誰もが活躍できる社会の実現を推進します。	人口減少や少子高齢化に伴い、地域におけるつながりの希薄化や人手不足が進み、これまで行われてきた助け合いや伝統文化の継承、身近な地域課題への対応など、地域コミュニティが担う機能の低下が懸念されています。	地域住民の自治意識の高揚（我が事化）を図り、町内会や自治会、地区交流センター運営協議会のほか、主体的に地域づくり活動に取り組んでいる各種団体等の活動を継続して支援する必要があります。	①市民主体による地域づくり活動の促進 ②地域コミュニティ活動の拠点づくりと地域運営組織の基盤強化	1) 地域住民一人ひとりが主役となり、多様な主体との連携や交流機会を創出する活動を支援し、地域コミュニティの充実につなげます。 2) 地域運営組織や市民活動団体が主体的に実行する地域課題を解決するための取組みや魅力向上に向けた地域づくり活動を支援します。 2) 住民による自治活動の維持向上のため、町内会館等の施設整備に対し支援します。
<市民協働>市民一人ひとりのつながりで活気を生むまちづくり	市民と行政が協力し持続可能な地域づくりを進めます	6-2	情報共有環境の充実と迅速な情報発信	多様な媒体により必要な情報を提供することで市政の透明性と信頼性の向上を図ることで、誰一人取り残されることのない、より快適な市民生活が実現されています。	市民へ迅速かつ正確な行政情報を提供することで、誰一人取り残されることのない、より快適な市民生活が実現されています。	市内の全域で高速インターネットを利用できる環境が整っており、携帯電話通信網についても居住地域のほぼ全域で高速通信が可能となっています。	男女共同参画の実現や女性活躍の推進のためには、男女双方の意識改革と理解の促進を図ることが重要であり、継続的に市民向けの広報・啓発活動や研修会を実施するほか、市が取り組むあらゆる施策を男女共同参画の視点にたって、計画・実施していく必要があります。	③地域コミュニティ活動の拠点づくり ④男女共同参画と女性活躍の推進	1) 地域のコミュニティ活動の拠点である「地区交流センター」の適正な維持管理と魅力ある施設づくりに努めます。 3) 充実した地区交流センター事業運営につなげるため、組織運営の効率化や事業の最適化を推進し、組織の活動基盤の強化を図ります。 4) 組織力を最大限に活かせる運営体制づくりを目指し、地域コミュニティを支える人材育成や多様な主体との連携体制の構築を図ります。 1) 男女共同参画に関する啓発活動や研修会等を行い、固定的な性別役割分担意識の解消に取り組みます。 2) 性別に関わらずすべての人があらゆる分野で活躍できる社会づくりを目指します。 3) 企業や事業所の「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた意識づくりと多様な働き方に関する理解を促進します。
<市民協働>市民一人ひとりのつながりで活気を生むまちづくり	市民と行政が協力し持続可能な地域づくりを進めます							①多様な媒体の特性を生かした広報活動の推進 ②市民と行政との情報共有	1) 市民が必要な情報を迅速かつ的確に把握できるよう、広報紙やホームページをはじめ、各種SNS、コミュニティFMなど多様な媒体の特性を生かした広報活動を推進します。あわせて、市民と行政が双方向で情報共有を図ることで、市民の地域に対する『誇り』と『愛着』を醸成します。 1) 市民が必要な情報を迅速かつ的確に把握できるよう、広報紙やホームページをはじめ、各種SNS、コミュニティFMなど多様な媒体の特性を生かした広報活動を推進します。あわせて、市民と行政が双方向で情報共有を図ることで、市民の地域に対する『誇り』と『愛着』を醸成します。 1) 市民がいつでも必要な情報を入手できる環境基盤として、市が保有する高速インターネット回線やコミュニティFM中継局を適切に管理します。 2) オープンデータの充実を図り、市民、地域、企業によるデータを活用した新たな価値創造や課題解決に役立てるよう支援します。

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組
<市民協働>市民一人ひとりのつながりで活気を生むまちづくり	市民と行政が協力し持続可能な地域づくりを進めます	6-3	市内外との交流連携の推進	市民が自分の住むまちに誇りを持ち、市内外で活発に交流・連携の取り組みが行われることによって、新たな地域価値や賑わいが生み出されています。	人口減少抑制と地域の課題解決や活性化につなげるため、庁内外の連携による情報発信の強化や総合的な受け入れ体制の充実により、都市部からの若い世代等の移住・定住を促進します。 また、市内外に向けた本市の魅力の発信により認知度・関心度の向上を図るとともに、市内外の方との交流や公民連携の推進により、市民の地域への誇りの醸成と地域の活性化につなげます。	ライフスタイルや働き方の多様化により、仕事を変えずに地方で生活することが可能となっています。	若い世代の移住・定住を促進させるため、移住希望者のニーズに対応した相談体制を充実させ、支援を行う必要があります。	①移住促進に向けた取り組み	1) 市内への移住を希望する方々の、様々なライフスタイルに応じた支援を行います。 2) 移住者同士がつながるきっかけづくりを支援します。
						地域おこし協力隊は、地域に新たな発想と刺激を与え、地域の活性化につながっています。また、任期満了者が定住しています。	今後も活動の支援を継続し、都市部からの移住・定住を図ることが必要です。	③地域おこし協力隊による地域協力活動の推進	1) 地域おこし協力隊とともに地域力の維持・強化に取り組みます。
						大学等進学で市を離れる若者の多くは、卒業後に横手へ戻っていない状況です。	認知度・関心度が高い横手市を目指すため、横手市の魅力をSNSの効果的な活用により市内外へ発信し、地域への誇りの醸成につなげる必要があります。また、次世代を担う人材確保を推進するため、若者の地元への定住のきっかけとなる奨学金返還支援制度を継続して実施する必要があります。	②定住促進に向けた取り組み	1) 大学等進学で市を離れた若者が地元就職を考えるきっかけとなり、地元産業の各分野で活躍する人材が増えるよう効果的な情報発信を行います。
						市出身者やその縁故者で構成される各地域のふるさと会会員や、ふるさと納税寄附者など様々ななかたちで関わる方々は、持続可能な地域づくりに取り組む上で重要な役割を果たしています。	更なる創出と密接な関係性の継続を図っていくことが必要です。	④ふるさとを想い、応援してくれる方々への市の魅力発信	1) 旧市町村の単位で構成されている各地域のふるさと会への支援と相互交流を進めます。 2) ふるさと納税などをきっかけに横手市と何らかの関わりある方々との関係性を継続しながら、本市への興味・関心がより高められるよう積極的な情報発信を行います。
						様々な手法で民間企業、大学、地域活動団体等と行政が連携し、まちづくりに取り組んでいます。	少子高齢化、ライフスタイルの変化、価値觀の多様化などにより地域課題が複雑化していることから、これまで以上にそれぞれの持つアイディアやノウハウ、資源、ネットワークを活かした公民連携により、地域課題の解決や地域の活性化に向けた取り組みをスピード感を持って進める必要があります。	⑤共創によるまちづくりの推進	1) 公民連携を推進し、地域課題の解決、地域の活性化、新たなビジネスモデルの構築を目指します。
						国際化が進む社会の中で、在住外国人の方が地域社会の一員として安心して暮らせる多文化共生社会の実現が求められています。	市民の国際理解を深めるような取り組みと在住外国人の方への支援を継続することが必要です。	⑥多文化共生の推進	1) 地域社会の一員として共に生きていくため、異なる文化を持つ人々がそれぞれの文化を理解・尊重する取り組みを推進します。 2) 在住外国人が安心して暮らせる地域の実現を目指し、生活に必要な暮らしの情報提供や日本語教室を実施します。
						友好都市とは観光や物産、スポーツや子どもたちの交流など、相互交流が続いている。	市民を主体とした交流が更に活発化するような取り組みが必要です。	⑦他自治体との交流・連携の推進	1) 歴史的、文化的にもつながりの深い友好都市との交流事業を継続し、文化や産業など幅広い分野での市民交流や相互協力を進めます。

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組
<行政経営>市民から信頼される質の高い行政経営	横手を思い、市の繁栄を実現させる創造的な行政経営を進めます	7-1	効率的な成果重視の行政経営の推進	多様な手法により計画的かつ戦略的に事業が執行され、市民満足度の高い行政経営が行われています。	総合計画を機軸とした行政経営システムの運用により、行政評価結果や客観的なデータに基づく施策展開を推進します。また、限られた経営資源（ヒト（人材）・モノ（施設等）・カネ（財源））を重点施策に対して優先的に投入するなど、選択と集中による効果的かつ効率的な成果重視の行政運営に取り組みます。	地方分権の進展や多様化・複雑化している市民ニーズへの対応などにより、自治体の果たすべき役割は拡大しています。	厳しい財政状況の中、限られた経営資源をより効果的・効率的に配分するため、行財政改革の取組が必要です。	①P D C Aサイクルに基づいた行政運営の推進	1) 行政評価の活用や行財政改革の推進により、P D C Aサイクルに基づいた成果志向の施策や事業が計画、執行され、最少の経費で最大の効果を上げられる、市民満足度の高い行政運営を行います。 2) 各種窓口サービスや行政手続きの適正な事務執行により、質の高い行政サービスの維持を目指します。
						デジタル技術による変革が急速に進んでおり、地域社会のデジタル化や自治体DXの推進など、自治体経営においても大きな転換期を迎えていました。	デジタル技術の活用により市民生活の利便性の向上を図るとともに、業務プロセスと情報システムの自動化・効率化を一層進める必要があります。	②DXの推進による行政運営の効率化	1) 時間や場所などの制約が少なく、市民が利用しやすい利便性の高い行政サービスの提供を目指します。 2) 業務プロセスや情報システムの自動化・効率化を進め、行政の人的・財政的負担を軽減します。
						デジタル技術の発展や浸透に伴い、サイバー攻撃や情報漏えい等のセキュリティリスクが増大しています。	市民の個人情報や市政の機密性の高い情報を預かる立場として、情報セキュリティに対するより一層厳格な体制が求められています。	③情報セキュリティ対策の推進	1) 定期的に研修等を実施し、職員のセキュリティ意識向上させる取り組みを行います。 2) 障害発生を想定した訓練を実施し、迅速な対応と連絡体制の確立を目指します。
						人口減少の進行や地方経済の変化に伴い、将来にわたって安定的な行政サービスの維持が懸念されています。	持続可能な形で行政サービスの水準を維持するには、横断的組織づくりや窓口サービスの提供体制の見直しが必要です。	④持続可能な行政サービスの提供	1) 人口減少にも確実に対応するための組織の構築や、人員の適正配置を推進します。 2) スマート自治体への転換を進め、より効率的・効果的な形で行政サービスの維持を図ります。また、行政と民間との協働により、サービスの最適化を図ります。
<行政経営>市民から信頼される質の高い行政経営	横手を思い、市の繁栄を実現させる創造的な行政経営を進めます	7-2	健全な財政運営の推進	経営資源（ヒト（人材）・モノ（施設等）・カネ（財源））の最適化によるバランスの取れた健全な財政運営が堅持されています。	限られた財源のなか、市民ニーズの高まりに応えていくため、創意工夫による事業のビルト＆スクラップを戦略的に進め、行政サービスの効率化、質の高度化を図ります。また、横手市財産経営推進計画に則り、公共施設の適正な再配置や廃止施設の解体を計画的に実施していくことで、将来にわたるコストの平準化を図り、安定的な財政運営を行います。	人口減少・少子高齢化や地域経済の縮小に伴い、普通交付税や市税等の減少が見込まれます。さらには、国内外の経済状況など、市の財政状況に影響を与える要因に関しては確実性が増しており行政コストの増大が懸念されます。	市民ニーズの細分化、高度化に対応しつつ、安定的に財政運営を継続させていくために、既存の予算事業の検証による廃止・統合を含めた抜本的な見直しや、人員配置の適正化などを進めたうえで、限られた財源を効果的に配分することが必要です。	①健全な財政運営	1) 総合計画に連動した計画主導型、成果重視型の予算編成を行い、真に必要な市民サービスを継続的に提供します。 2) 財政計画を軸に必要に応じたローリングを実施し、社会情勢の変化に合わせた機動的な財政運営を進めます。
						平成28年度から令和12年度までの15年間を計画期間とした横手市財産経営推進計画（FM計画）では、公共施設の保有総量の最適化を図る取組を進めています。計画に基づき、一定の総量削減は進んでいるものの、施設の老朽化も進行しており、現在も施設の維持管理や修繕には多額の費用を要しています。	今後も市民との対話による理解を得ながら、施設のサービス機能の維持や複合化、効率的な運営が求められています。同時に、廃止となった施設については計画的に解体を進め、維持管理コストや将来更新費用の縮減を図る必要があります。	②公共施設の適正配置と保有総量の最適化	1) 市が将来にわたって保有し続けていくべき財産を明確にし、公共施設の「機能」の移転・集約、及び「建物」の統合・複合化を進めます。 2) 長寿命化方針の施設の優先順位を定め、改修や建て替えを進めます。 3) 廃止した施設の計画的な解体を進めることで、維持管理コストや将来更新費用の縮減を図ります。
						市民税の申告相談利用者から、待ち時間や相談時間が長いなどといった改善を求める声があります。また、近年、市税収納率は微増傾向にあるものの、他自治体と比較すると低い状況にあります。	申告相談を受ける人員体制の確保や育成、相談会場へ出向かず自分で電子等により申告書作成を行う方を増やすことによる申告相談来場者の減少が必要です。また、市の主要な自主財源である税収の確保のため、滞納額縮減に向けた徹底した滞納処分など、一層の取組強化を図る必要があります。	③市民税の申告相談体制の改善と滞納処分強化によるさらなる税収確保	1) 申告相談従事者への研修充実による安定した受入れ体制の確保や、申告書を自己作成し電子・郵送による申告を行う方を増やすことによる相談会場への来場者減により、申告相談体制の改善に努めます。 2) キャッシュレス納付等による多様な納付方法で利便性を向上させ滞納防止に努めるとともに、電子化による財産調査を活用した滞納処分の強化を図ります。
						健全な財政運営の観点から税収以外の自主財源の確保への重要性が増してきています。	健全な財政運営の堅持を図るために、今後も新たな取組を継続的に模索し、積極的に自主財源の確保に努める必要があります。	④積極的な自主財源の確保	1) 遊休資産の民間等による活用可能性を探るとともに、解体後の更地を公売にかけるなど、より売却や貸付につながりやすい手法を検討し、歳入の確保と維持管理費縮減を進めます。 2) 市で不用となった物品等を官公庁オークション等で積極的に売却し、歳入確保につなげます。 3) 令和5年度に実施したネーミングライツ導入に係る基本方針に則り、公共施設等への愛称命名権を募ることで、民間の広告機会の拡大と市の自主財源確保を図ります。

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組
<行政経営>市民から信頼される質の高い行政経営	横手を思い、市の繁栄を実現させる創造的な行政経営を進めます	7-3	人材育成と人材活用による組織力の向上	変化する社会環境や市民ニーズに柔軟に対応しながら、多様な視点と連携のもと、職員の能力を最大限に発揮できる組織となっています。	各種人事制度や職員研修を効果的に展開し、職員一人ひとりの能力と意欲の向上を図るとともに、組織目標の共有や職場内におけるコミュニケーションの活発化、働きやすい環境づくりを進め、組織力の向上につなげます。	行政に対する市民ニーズは複雑・多様化しています。	市民ニーズに応え、市民満足度の向上につなげていくためには、これまで以上に職員個々の資質や能力の向上を図る必要があります。	①人材育成の強化	1) 職員の学びが個人の成長にとどまらず組織全体へ波及するよう、研修目的や期待する成果を明確に設定し、具体的な成果や行動変容を庁内で共有できる仕組みを整えます。 2) すべての職員が段階的に専門性を高められるよう、適時に適切なテーマを研修プランへ組み込むなど、教育体系の充実を図ります。 3) 定年の段階的引き上げに伴い、60歳を超えて働き続ける職員の豊富な知識や技術、経験を最大限に活用し、継承できる仕組づくりを進めます。